**指定工事店申請について**

１．申請書類

（1）　下水道排水設備指定工事店(新規・更新)指定申請書

（2） 誓約書（様式第2号）

（3）　申請者の住民票の写し(法人の場合を除く。)

法人の場合は、定款の写し及び商業登記簿謄本

（4）　営業所の平面図及び写真並びに附近見取図

（5）　専属責任技術者名簿

（6）　機械器具を有していることを証する調書

（注）

●住民票の写しとは、市町村で発行する用紙そのものです。（それをコピーしないでください。）

●営業所所在地が住民票の住所と異なる場合は営業所を有することを証明できる書類が必要になります。（例：確定申告等の住所と会社名が記載されているものの写し）

●「営業所の平面図及び写真並びに附近見取図」には営業所の内部及び外部の写真（3～4枚程度）を添付してください。また、外部の写真については、看板を入れて撮影してください。

●「専属責任技術者名簿」に添付する専属して従事する責任技術者の雇用関係を証する書類は、申請者が責任技術者であっても必要になります。（例：確定申告等の会社名と個人の氏名が記載されているものの写し）

●「機械器具を有していることを証する調書」に添付する写真は、工事の施工に必要な設備及び器材をまとめて撮影してください。また、倉庫等がある場合は、その内部及び外部の写真も併せて添付してください。

２．指定手数料

１０，０００円　※指定工事店証交付時に徴収

○岩出市下水道排水設備指定工事店条例抜粋

(指定の要件)

第2条　下水道条例第5条第1項に規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とする。

(1)　営業所ごとに専属して従事する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が1人以上専属していること。

(2)　県内に営業所があること。

(3)　工事の施工に関し必要な機械器具を有する者であること。

(4)　次のいずれにも該当しないこと。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ　工事業者が第17条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、当該取消しのあった日から起算して2年を経過していない場合

エ　指定工事店が第10条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しのあった日から起算して2年を経過していない場合

オ　工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

カ　法人の役員にアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

2　前項第4号エの規定に該当する場合で当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号エに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

問い合わせ先

上下水道業務課下水道係　電話：０７３６－６２－２１４１（内線２６８）